### 0 ハンセン病問題の解決の促進に関する法律の一部を改正する法律案 新旧対照条文

 $\bigcirc$ ハンセン病問題の解決の促進に関する法律(平成二十年法律第八十二号)(抄)

(傍線の部分は改正部分)

	\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\
改正案	現行
「らい予防法」を中心とする国の隔離政策により、ハンセン病の患	「らい予防法」を中心とする国の隔離政策により、ハンセン病の患
者であった者等が地域社会において平穏に生活することを妨げら	者であった者等が地域社会において平穏に生活することを妨げら
れ、身体及び財産に係る被害その他社会生活全般にわたる人権上の	れ、身体及び財産に係る被害その他社会生活全般にわたる人権上の
制限、差別等を受けたことについて、平成十三年六月、我々は悔悟と	制限、差別等を受けたことについて、平成十三年六月、我々は悔悟と
反省の念を込めて深刻に受け止め、深くお詫びするとともに、「ハン	反省の念を込めて深刻に受け止め、深くお詫びするとともに、「ハン
セン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律」を制	セン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律」を制
定し、その精神的苦痛の慰謝並びに名誉の回復及び福祉の増進を図	定し、その精神的苦痛の慰謝並びに名誉の回復及び福祉の増進を図
り、あわせて、死没者に対する追悼の意を表することとした。同法に	り、あわせて、死没者に対する追悼の意を表することとした。この法
基づき、ハンセン病の患者であった者等の精神的苦痛に対する慰謝	律に基づき、ハンセン病の患者であった者等の精神的苦痛に対する
と補償の問題は解決しつつあり、名誉の回復及び福祉の増進等に関	慰謝と補償の問題は解決しつつあり、名誉の回復及び福祉の増進等
しても一定の施策が講ぜられているところである。	に関しても一定の施策が講ぜられているところである。
しかしながら、国の隔離政策に起因してハンセン病の患者であっ	しかしながら、国の隔離政策に起因してハンセン病の患者であっ
た者等が受けた身体及び財産に係る被害その他社会生活全般にわた	た者等が受けた身体及び財産に係る被害その他社会生活全般にわた
る被害の回復には、未解決の問題が多く残されている。とりわけ、ハ	る被害の回復には、未解決の問題が多く残されている。とりわけ、ハ
ンセン病の患者であった者等が、地域社会から孤立することなく、	ンセン病の患者であった者等が、地域社会から孤立することなく、
良好かつ平穏な生活を営むことができるようにするための基盤整備	良好かつ平穏な生活を営むことができるようにするための基盤整備
は喫緊の課題であり、適切な対策を講ずることが急がれており、ま	は喫緊の課題であり、適切な対策を講ずることが急がれており、ま

の実現に向けて、 ハンセン病の患者であった者等に対する偏見と差別のない社会 真摯に取り組んでいかなければならない。

ンセン病の患者であった者等の家族についても、 ハンセン病元患者家族に対する補 同様の 未解決

の問

題が多く残されているため、

償金の支給等に関する法律」 を制定するとともに、 これらの者が地

域社会から孤立することなく 良好かつ平穏な生活を営むことがで

実現に真摯に取り組んでいかなければならない。

きるようにするための基盤整備等を行い、

偏見と差別のない社会の

進、 名誉の 口 ハンセン病の患者であった者等及びその家族の福祉の増 [復等のため の措置を講ずることにより、 ンセン病問

題の解決の促進を図るため、 この法律を制定する。

(趣旨)

第一条 基本理念を定め、 するもの るとともに、 及びその家族の福祉の増進、 に起因して生じた問題であって、 この法律は、 (以下「ハンセン病問題」という。)の解決の促進に関し、 ハンセン病問題の解決の促進に関し必要な事項を定 並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにす 国によるハンセン病の患者に対する隔離政策 名誉の回復等に関し現在もなお存在 ハンセン病の患者であった者等

めるものとする

た、 の実現に向けて、 ハンセン病の患者であった者等に対する偏見と差別の 真摯に取り組んでいかなけ ればならない。 ない 社

〔新設〕

進を図るため、この法律を制定する。 復等のための措置を講ずることにより、 ここに、 ハンセン病の患者であった者等の福祉 マセン病 の増進、 問 題 0 名誉の 解 決 0 口 促

(趣旨)

第 る 定め、 下  $\mathcal{O}$ 一 条 ハンセン病問題の解決の促進に関し必要な事項を定めるものとす に起因して生じた問題であって、 福祉の増進、 「ハンセン病問題」という。) この法律は、 並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、 名誉の回復等に関し現在もなお存在するもの 国によるハンセン病の患者に対する隔離政 の解決の促進に関し、 ハンセン病の患者であった者等 基本理念を (以 策

#### (基本理念)

して行われなければならない。 者に対する隔離政策によりハンセン病の患者であった者等及びそ かたる被害に照らし、その被害を可能な限り回復することを旨と かまが受けた身体及び財産に係る被害その他の社会生活全般に が受けた身体及び財産に係る被害をの他の社会生活全般に は、国によるハンセン病の患

#### 2 [略]

3 何人も、ハンセン病の患者であった者等の家族であることを理由として、アはハンセン病の患者であった者等の家族であることを理由として、アはハンセン病の患者であった者等の家族に対して、の患者であったこと若しくはハンセン病に罹患していることを理い。

### (国及び地方公共団体の責務)

の増進等を図るための施策を策定し、及び実施する責務を有する。にのっとり、ハンセン病の患者であった者等及びその家族の福祉第四条 国は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)

# の地域の実情を踏まえ、ハンセン病の患者であった者等及びその第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国と協力しつつ、そ

#### (基本理念)

おばならない。 者に対する隔離政策によりハンセン病の患者であった者等が受け ちし、その被害を可能な限り回復することを旨として行われなけ らし、その被害を可能な限り回復することを旨として行われなけ が受けるであった者等が受け

#### 2 [略]

らない。
して、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはなの患者であったこと又はハンセン病に罹患していることを理由と3 何人も、ハンセン病の患者であった者等に対して、ハンセン病

### (国及び地方公共団体の責務)

るための施策を策定し、及び実施する責務を有する。にのっとり、ハンセン病の患者であった者等の福祉の増進等を図第四条 国は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)

の地域の実情を踏まえ、ハンセン病の患者であった者等の福祉の第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国と協力しつつ、そ

律第九十五号。第四項において「給与法」という。) 別表第八イ医所に勤務する一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法第十一条の二 国立ハンセン病療養所医師等(国立ハンセン病療養(国家公務員法の特例等)	2 〔略〕 に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。	療養所における医療及び介護に関する体制の整備及び充実のため第十一条 国は、医師、看護師及び介護員の確保等国立ハンセン病値及び対象の	情というにうつき置う(国立ハンセン病療養所における医療及び介護に関する体制の整(国立ハンセン病療養所における医療及び介護に関する体制の整理が対抗では、1977年間には、1977年間には、1977年間には、1977年間には、1977年間には、1977年間には、1977年間には、1977年間には、1977年間には、1977年間には、1977年間には、1977年間には、1977年間には、1977年間には、1977年間には、1977年には、1977	<ul><li>必要な昔置を講ずるものとする。</li><li>者との協議の場を設ける等これらの者の意見を反映させるためにっては、ハンセン病の患者であった者等、その家族その他の関係</li></ul>	第六条(国は、ハンセン病問題に関する施策の策定及び実施に当た	(関係者の意見の反映のための措置)務を有する。	家族の福祉の増進等を図るための施策を策定し、及び実施する責
[新設]	2 〔略〕 措置を講ずるよう努めるものとする。	療養所における医療及び介護に関する体制の整備のために必要な第十一条 国は、医師、看護師及び介護員の確保等国立ハンセン病値のための指置	国立かりと	を講ずるものとする。の場を設ける等これらの者の意見を反映させるために必要な措置っては、ハンセン病の患者であった者等その他の関係者との協議	第六条(国は、ハンセン病問題に関する施策の策定及び実施に当たための措置)	(ハンセン病の患者であった者等その他の関係者の意見の反映の	増進等を図るための施策を策定し、及び実施する責務を有する。

労働大臣の承認を受けることができる。 の及び自ら営利を目的とする私企業を営むこととなるものを除 療職俸給表

一又は別表第十一指定職俸給表の適用を受ける職員を るときは、内閣官房令・厚生労働省令で定めるところにより、 く。)をいう。以下この条において同じ。)を行おうとする場合にお 医師等が団体の役員 る。) において行う医業又は歯科医業 める施設 その他これらに準ずるものとして内閣官房令・厚生労働省令で定 いう。以下この条において同じ。)は 当該所外診療を行うことが、 (これらの職員が国家公務員の身分を有しないものに限 顧問又は評議員の職を兼ねることとなるも 次の各号のいずれかに該当す (当該国立ハンセン病療養所 所外診療 (病院又は診療所 厚生

勤務しないこととなる場合
る正規の勤務時間をいう。以下この条において同じ。)において、する法律(平成六年法律第三十三号)第十三条第一項に規定す一。その正規の勤務時間(一般職の職員の勤務時間、休暇等に関

二 報酬を得て、行うこととなる場合

2 前項の承認を受けた国立ハンセン病療養所医師等が、その正規 しない。

百四条の許可を要しない。 得て、当該承認に係る所外診療を行う場合には、国家公務員法第3 第一項の承認を受けた国立ハンセン病療養所医師等が、報酬を

4 りの給与額を減額して給与を支給する。 規の勤務時間において、 しない一時間につき、 しない場合には、 項 Ó 承認を受けた国立 給与法第十五条の規定にかかわらず 給与法第十九条に規定する勤務 当該承認に係る所外診療を行うため ハンセン病療養所医師等 が 一時間当た その その 勤務 勤務 正

(相談及び情報の提供等)

な措置を講ずるものとする。又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、これら第十七条 国及び地方公共団体は、退所者及び非入所者が日常生活

2 国及び地方公共団体は、ハンセン病の患者であった者等とその 家族との間の家族関係の回復を促進すること等により、ハンセン ができるようにするため、ハンセン病の患者であった者等 及びその家族からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行 及びその家族からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行 をにより、ハンセン

(相談及び情報の提供等)

な措置を講ずるものとする。文は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、これら第十七条 国及び地方公共団体は、退所者及び非入所者が日常生活

〔新設〕

# 第四章 名誉の回復及び死没者の追悼

第十八条 誉の回 費の 造物 病 ンセン病療養所等において収蔵している死没者の焼骨に係る改葬 1 0 知 患者であった死没者に対する追悼の意を表するため、 遺 識 の保存等ハンセン病及び 族 復を図るため、 0 国は、 普及啓発その他必要な措置を講ずるとともにて 0) 支給その他必要な措 ハンセン病の患者であった者等及びその家族の名 国立の ハンセン病資料館の設置、 ハンセン病対策の歴史に関する正し 置を講ずるものとする。 歴史的建 ハンセン 国立ハ

## 第四章 名誉の回復及び死没者の追悼

第十八条 死没者の焼骨に係る改葬費の遺族への支給その他 意を表するため、 啓発その他必要な措置を講ずるとともに るため、 ハンセン病及びハンセン病対策の歴史に関する正 るものとする。 国立の 国は、 ハンセン病資料館の設置、 ハンセン病の患者であった者等 国立ハンセン病療養所等において収蔵して 歴史的: 死没者に対する追悼 の名誉 必要な措置を L 建 1 造 物の 知  $\bar{O}$ 識の普及 口 保存等 復を いる 义

七